

本編

# 三浦市不祥事再発防止策検討委員会報告書

令和2年2月

三浦市不祥事再発防止策検討委員会

## 目 次

1	はじめに	2
2	不祥事事件における元事務局長等の非違行為の概要	3
(1)	領収書の偽変造による経費の水増し等による裏金捻出等について	3
(2)	デザイン等業務受託者Aへの架空発注等による裏金捻出等について	3
(3)	会場設営等業務受託者Bからデザイン等業務受託者Aへの不正支出及びこれによる裏金捻出等について	3
(4)	協賛企業等との間の接待、協賛営業経費等について	3
(5)	裏金捻出の動機、裏金の管理、用途、私的流用(疑いを含む。)について	4
(6)	私的な飲食費の実行委員会経費による精算について	4
(7)	旅費の重複払いと私的なタクシー代金の経費精算について	5
(8)	関係書類・データ類の破棄等の証拠隠滅行為、つじつま合わせ、職員に対する口止めその他隠蔽工作、守秘義務違反について	5
(9)	営業開発課内及び事務局内でのパワー・ハラスメント行為等について	6
3	元事務局長による各非違行為事案ごとの裏金捻出等の不正支出額	7
4	不祥事事件を防止できなかった課題・問題点	8
(1)	公務員としての倫理意識及び服務規律等法令遵守に対する認識の欠如	8
(2)	人事配置の問題	8
(3)	チェック機能の低下及び任意団体に係る会計事務処理ルールの未整備	8
(4)	パワー・ハラスメントに対する認識不足及び相談体制の機能不全	9
(5)	職場の雰囲気、風通しの問題	9
5	市が関与する任意団体の財務事務に対する内部監察実施結果	10
6	不祥事再発防止に向けた取組	12
(1)	公務員倫理意識の向上と服務規律等法令遵守の確保	12
(2)	人事異動のあり方の見直し	12
(3)	任意団体に係る内部けん制機能を確保した標準的な会計事務処理ルールの確立	13
(4)	各種ハラスメントの防止及び職員の公益通報制度の整備	13
(5)	風通しの良い職場環境づくり	14
参考資料	三浦市不祥事再発防止策検討委員会の検討経過	15
	三浦市不祥事再発防止策検討委員会設置規程	16
別冊1	三浦市職員コンプライアンス行動指針(案)	
別冊2	三浦市任意団体会計事務取扱要領(案)	
別冊3	三浦市職員の公益通報に関する要領(案)	

## 1 はじめに

本市が主催する三浦国際市民マラソンの企画運営を担う三浦国際市民マラソン企画実行委員会の事務局において、少なくとも平成20年度から平成29年8月までの間、当時、経済部営業開発課長であり当該実行委員会の事務局長であった職員（以下「元事務局長」といいます。）の主導の下、架空発注等による不正な金員のストック、いわゆる裏金の捻出保有が行われ、元事務局長が当該裏金の一部、少なくとも約120万円を個人的な借金返済や競馬等の遊興費に費消していたという不祥事事件が発生しました。

本市の職員が、市が関与する任意団体（本市の職員が事務局としてその財務事務を担っている団体をいいます。）の現金であるいわゆる準公金（公金外現金）を横領したことは、本市及び本市職員に対する市民の皆様からの信頼を著しく損なうものであり、これまで「Yesからのスタート」により市民の皆様への立場に立って行政運営を進めてきた本市の取組そのものを根底から揺るがす事態となっています。

この不祥事事件に係る道義上の責任に関する対応としては、平成29年11月21日付けで元事務局長を懲戒免職処分とし、同年12月26日付けで上司であった職員のうち1人について減給10分の1、6か月、1人について減給10分の1、1か月の懲戒処分を行い、令和元年12月5日付けで元事務局長の部下であった職員のうち本件の不正に手続上関与していた9人の職員について4人を減給10分の1、2か月、3人を減給10分の1、1か月、2人を戒告の懲戒処分を行ったほか、部下であった職員のうち関与が比較的少なかった者1人及び過去から現在までにかけての人事管理を主管する部長及び課長の職にあった職員4人について、文書訓告を行いました。

また、刑事上の責任に関する対応としては、平成30年7月31日、元事務局長と不正に関し協力的立場にあったデザイン等受託業者の2人を被告発人として神奈川県警察に対し背任罪にて刑事告発を行いました。その結果、元事務局長について警察・検察により業務上横領容疑にて令和元年6月26日に逮捕、同年7月17日及び8月6日にそれぞれ起訴がなされ、刑事裁判の結果、同年12月11日、横浜地方裁判所横須賀支部において、元事務局長に対し、業務上横領罪により懲役3年保護観察付き執行猶予5年の判決がなされ、同年12月25日に確定しました。

市では、これら道義上及び刑事上の責任に関する対応とともに、元事務局長の逮捕及び起訴を契機として令和元年8月2日に三浦市不祥事再発防止策検討委員会を庁内に設置し、不祥事が発生した職場環境等の検証及びその検証に基づく課題の抽出並びにその課題に対する対応策を検討し、再発防止策を策定することとしました。

この報告書は、当該委員会による議論のなかでまとめた結果を報告させていただくものです。

## 2 不祥事事件における元事務局長等の非違行為の概要

### (1) 領収書の偽変造による経費の水増し等による裏金検出等について

元事務局長は、自ら商店等から取得した正規の領収書又は白紙の領収書について、自ら、又は部下をして偽造又は変造することにより、実行委員会の会食等の経費として架空の商品購入、飲食があったようにみせかけ、裏金を検出、管理、費消しました。

### (2) デザイン等業務受託者Aへの架空発注等による裏金検出等について

元事務局長は、市内の個人事業主であるデザイン等業務受託者Aと結託して、架空発注による組織的な経費の水増し等の不適切・不適正な行為を主導・指示しており、それは平成20年度から平成29年度の事件発覚の時点まで常態化していました。

実行委員会から当該デザイン等業務受託者Aへの委託料等の支払は、金融機関口座への振込ではなく、特別に現金で行われており、これを悪用した形で、裏金検出は行われていました。

また、元事務局長は、当該水増し等により検出した裏金だけでなく、デザイン等業務受託者Aによる、架空でない、実態のある正当な業務の対価についてもこれを直接的には当該デザイン等業務受託者Aに支払うことなく、裏金として自ら管理し、費消していました。

### (3) 会場設営等業務受託者Bからデザイン等業務受託者Aへの不正支出及びこれによる裏金検出等について

元事務局長は、平成20年度から平成28年度までの間、実行委員会によるマラソンの会場設営等業務受託者Bに対して虚偽の説明を行ってだまし、当該会場設営等業務受託者Bに対しデザイン等業務受託者Aへの不必要な支出を指示してこれを行わせ、当該支出金から、デザイン等業務受託者Aをして、当該デザイン等業務受託者Aが正当に行った実行委員会の受託業務の対価を控除させた上で、残りを裏金として自ら管理し、費消していました。この事案については、部下を含め他の職員は不正の事実を認識していませんでした。

### (4) 協賛企業等との間の接待、協賛営業経費等について

元事務局長が営業開発課に所属していた期間において、実行委員会事務局として協賛企業との会食の機会が多数設けられていましたが、その内容について相手方に偏り

が見られるほか、会食費用としては高額と認められるものも含まれており、会食の必要性・合理性に疑問のある内容が散見されました。

#### (5) 裏金検出の動機、裏金の管理、使途、私的流用（疑いを含む。）について

裏金の管理については、元事務局長しか把握しておらず、元事務局長によれば自席机等で自ら保管していたとのことであるが、少なくとも約 120 万円については、元事務局長個人の金融機関口座に入金されていたものと考えられ、それ以外の裏金の相当部分についても、同様に入金されていた可能性が高いと考えられます。

裏金の使途については、元事務局長しか把握しておらず、元事務局長は、市の聴取に対し、デザイン等業務受託者 A に対する非正規な委託業務に係る報酬であるとか、その他マラソン業務における出張、接待等の経費の不足分に充てた旨弁明をしましたが、一部使途が明らかにできない部分がある旨、及び自身の記憶が残っていない旨をそれぞれ説明しており、調査の結果、それらの使途の真偽等の詳細は、大部分が不明です。

しかし、裏金の一部、元事務局長が自らの金融機関口座に入金した少なくとも約 120 万円については、元事務局長が個人的な借金の返済等、私的に流用していたものと市として断定するに至っており、また、刑事裁判でも、起訴額である約 120 万円の全額を元事務局長が私的に流用していたことが、裁判所により認定されています。

また、後記の私的飲食の経費精算等に係る事実から元事務局長の公私混同の傾向は顕著であり、加えて、元事務局長が個人的に多額の消費性ローンによる負債を抱えており、それらを含むローンの返済や、日常生活におけるクレジットカード利用の精算、競馬等ギャンブル費用が、元事務局長の給与収入を大きく上回る状態となっていたこと、警察捜査の過程で元事務局長が関内の高級クラブを私的に相当回数利用していたことが判明したこと、対して、元事務局長はそれらを賄う給与以外の原資について説明ができない状態にあることから、元事務局長による裏金の私的流用は相当額に上るものと推測されますが、市としては、前記の約 120 万円を除くほか、私的流用全体について断定するには至っていません。

#### (6) 私的な飲食費の実行委員会経費による精算について

元事務局長が参加する事務局職員等関係者を交えての会食であって、一般に私費で賄うべきと思われるものについて、実行委員会宛の領収書を受けて実行委員会の経費で処理している事案が多数確認されています。

さらに、元事務局長の全くの個人的飲食について、当該飲食店を巻き込んだ領収書類の付け替えや領収書の偽造、変造により実行委員会経費にて処理している事案が大

多数確認されましたが、この元事務局長の個人的飲食部分については、部下等他の職員は不正について認識していませんでした。

(7) 旅費の重複払いと私的なタクシー代金の経費精算について

元事務局長のマラソン用務に関する出張については、都度出張旅費が支給されていますが、これに対し、帰宅時にタクシーを用いている事案が多数確認されており、係る経費と旅費が重複していることが疑われたところ、それだけでなく、元事務局長は協賛企業との会食において、協賛企業から帰宅用のタクシーの手配を受けた場合においても、別用務又は私用と思われるタクシーの領収書を用いて当該会食の帰路分の交通費として付け替えて、実行委員会経費として精算していたことが複数回認められています。このタクシー領収書の付け替えについては、部下等他の職員は不正を認識していませんでした。

(8) 関係書類・データ類の破棄等の証拠隠滅行為、つじつま合わせ、職員に対する口止めその他隠蔽工作、守秘義務違反について

元事務局長については、本件調査期間中においても、次に掲げる行為がそれぞれ認められています。

- ア 架空発注に係るつじつま合わせのため、デザイン等業務受託者Aへの業務委託に関する平成29年度分の支出関係帳票類の差し替えを部下職員に指示し、当該デザイン等業務受託者Aの協力を得て実行させたこと。
- イ 架空発注に係るつじつま合わせのため、事後的に、不必要・不正確な内容のパンフレットをデザイン等業務受託者Aに作成させた上、裏金化していた委託料について、事後的に当該デザイン等業務受託者Aに領収させたこと。
- ウ 自席の事務机に保管していた事件に関係すると思われる書類を自らシュレッダー処理したこと。
- エ 部下職員に対し、陰で自身の正当性を主張したこと。
- オ 部下職員に対し、不正事実について強く口止めしたこと。
- カ 部下職員に対し、元事務局長自身が金の新たな捻出方法について模索している旨話したこと。
- キ 自身の公用パソコンに記録されていたEメールに関するデータのほとんどを、自ら消去して確認不能にしたこと。
- ク 自身が業務上使用していた実行委員会の携帯電話に記録されていた電話帳、通信履歴等データの全てを、削除（初期化）して確認不能にしたこと。

ケ 上司の指示・命令に反し協賛企業との会食に参加し、その中で、接待費に市の上司の指導や調査が及んでいることを漏らしたこと。

#### (9) 営業開発課内及び事務局内でのパワー・ハラスメント行為等について

元事務局長が営業開発課主査であった平成 16 年度から平成 29 年度の本件調査開始までの間において、営業開発課所属の複数の職員に対する次に掲げるパワー・ハラスメント（部下職員に不正な指示をしたり、部下職員に業務上必要な経費を自己負担させたことを含む。）あるいはパワー・ハラスメントまがいの嫌がらせ行為がそれぞれ認められています。

##### ア 侮辱、暴言

元事務局長は、営業開発課における一部の部下職員に対し、その人格を否定するような発言をすることが度々あり、そのことで当該職員は精神的負担を受けていたこと。

##### イ 嘘の流布

元事務局長は、部下職員及び家族について、事実と異なる情報について、庁内・庁外を問わず、さも事実であるかのように言い触れることが度々あり、そのことで当該職員の受ける精神的負担は、非常に大きなものであったこと。

##### ウ 職務への消極関与あるいは不当な指示に基づく、部下職員における自費負担（補填）の発生

元事務局長は、部下職員の業務上の問題への対応に関し当該部下職員から相談を受けた際、自費での解決を示唆し、以後、何らの指示・指導を行わず、また、相手方への謝罪に関し積極的に関与しようとはせず、結果として当該部下職員のみで謝罪及び自費負担による補填を行わせたこと。

##### エ 部下職員による元事務局長の上司への相談に対する、元事務局長の叱責

元事務局長からの理不尽と思われる叱責や人格を否定するような発言に悩み、そのことで精神的な負担のあった部下職員が、当時の元事務局長の上司への相談や、人事異動に係る意向申告に伴う人事担当との面談の中で相談したところ、元事務局長からそれに関連すると思われる厳しい意趣返しに当たるような叱責が長時間行われ、以後、当該部下職員は、業務に当たっての精神的な負担がより増加したこと。

##### オ 部下に対する出張途中の早期帰宅の促し

元事務局長は、遠地に出張した際、予定の営業活動が消化できた後、1泊分の日程を残して、同行していた部下職員に対し、当該職員の出張命令権者でありながら

不正行為と理解した上で人払いのような早期帰宅を促し、そのような不当な指示を受けたことによりその対応につき当該職員は精神的負担を受けていたこと。

一連の裏金の捻出行為は、元事務局長が単独で関与した会場設営等業務受託者Bからデザイン等業務受託者Aへの不正支出によるものを除くほか、元事務局長の主導により行われ、関係する帳票類の立案、入出金その他の事務処理作業は、捻出された裏金の費消行為を除くほか、大部分が部下である担当職員により行われていましたが、いずれも元事務局長の指示・命令により組織的に企画・統制され、当該部下職員は従属的な立場であったほか、元事務局長の長年にわたるパワー・ハラスメント行為への恐れ等の理由により、不正な指示・命令であると知りながら、これを拒否することや元事務局長その他上席職員等に対し不正を指摘すること等、事態の是正に向けての行動を取ることが困難であったと思料されます。

### 3 元事務局長による各非違行為事案ごとの裏金捻出等の不正支出額

(令和元年12月11日時点)

非違行為事案	期 間	不正支出 (円)
領収書の偽変造による経費の水増し等による裏金捻出	平成24年度から 平成29年度まで	(推定額を含む) 3,691,828
デザイン等業務受託者Aへの架空発注等による裏金捻出	平成20年度から 平成29年度まで	29,207,897
会場設営等業務受託者Bからデザイン等業務受託者Aへの不正支出による裏金捻出	平成20年度から 平成29年度まで	5,594,590
元事務局長の私的な飲食費・タクシー代金の不正な経費精算	平成24年度から 平成29年度まで	(推定額を含む) 5,852,576
合 計		44,346,891



#### 4 不祥事事件を防止できなかった課題・問題点

本件不祥事事件の直接の原因は、もちろん業務上横領という犯罪行為を行った元事務局長の公務員としての倫理観や服務規律に関する認識の欠如など個人の資質に関する問題に起因する部分が大いと考えられますが、裏金の検出が少なくとも平成 20 年度から長期にわたって行われていることから、不祥事事件の発生を未然に防止し、又は早期に発見できなかったという点において、組織的な問題もあったのではないかと考えられます。

そこで、当委員会では、本件不祥事事件に係る総務部による調査の結果を基に、そこから見えてくる課題・問題点を次のとおり抽出しました。

##### (1) 公務員としての倫理意識及び服務規律等法令遵守に対する認識の欠如

元事務局長は、業務上横領罪により有罪の判決を受けていますが、その判決理由において「横領した金を馬券購入や高級クラブでの飲食などに費やしており、発覚後はメールの削除や口止めなど隠蔽工作をした」とされているとおり、公務員としての倫理意識及び服務規律に対する認識の欠如が本件不祥事事件の大きな原因であることは間違いないことから、職員の公務員倫理及び服務規律の認識の確保が課題であると考えられます。

また、部下職員についても、元事務局長のパワー・ハラスメント行為の恐れ等の理由により拒否できなかったという事情は十分酌量できるものの、不正な命令・指示との認識を持ちつつこれを行っていたことから、改めて職員全体に対し公務員倫理及び服務規律について自覚を促す必要があると考えられます。

##### (2) 人事配置の問題

元事務局長は、営業開発課の発足時から同課に所属し、事件発覚の平成 29 年度で 14 年目となっており、同期間、三浦国際市民マラソン企画実行委員会の事務局職員としても勤務していました。そして、元事務局長の外部のデザイン等業務受託者 A と結託しての不適切・不適正な行為が平成 20 年度から平成 29 年度の事件発覚の時点まで常態化していたこと、随意契約により同じ受託業者が長期にわたって受注していたことなどから、長期にわたり同一部署に在職するという人事配置が、特定の業者とのなれ合いなど不祥事事件を発生させる温床を生みかねないという問題が考えられます。

##### (3) チェック機能の低下及び任意団体に係る会計事務処理ルールの未整備

裏金検出の主たる手口は、デザイン等業務受託者 A に対する架空発注等によるもので、その委託料等について金融機関口座への振込ではなく現金支払でこれを悪用して行って

いたこと、日々の収支管理が行われていなかったこと、発注の際に仕様書・設計書等予算の根拠が不明確であったこと、検査検収が機能していなかったこと、資金前渡による営業費用について適正な経費精算の事務処理を行っていなかったこと、会食の必要性や飲食代の支出についての上司のチェックが行われていなかったことなどから、実行委員会という任意団体に係る会計事務処理ルールが未整備であり、日々の事務執行や会計監査時におけるチェック機能が低下していた点が問題であったと考えられます。

実行委員会は、自治体とは別個の組織であるためその経理手続には厳格な法規制はなく、極めて便宜性の強い組織とされています。イベントを実施するため短期間に多額の事業費を動かすのですから事務処理手続が簡便である必要はありますが、内部けん制機能が確保された一定程度のルールを整備する必要があると考えられます。

#### (4) パワー・ハラスメントに対する認識不足及び相談体制の機能不全

本件不祥事事件の不正が長年発覚せず、問題化しなかった事情の一つとして、元事務局長のパワー・ハラスメント又はパワー・ハラスメントまがいの行為を恐れることにより、部下職員が元事務局長に対し不正な指示・命令を拒否すること、元事務局長その他上席職員や人事担当に不正を指摘することなど事態の是正に向けての行動が取れなかったこと、パワー・ハラスメントを受けた職員が声を出せる環境になっておらず誰に言ってもだめだという雰囲気があったことが挙げられています。

また、元事務局長においては、パワー・ハラスメントについて個々人による行為の捉え方や主観的な問題だとする発言がありましたが、これは職場におけるパワー・ハラスメント等防止の観点からは非常に問題のある傾向です。

これらのことから、パワー・ハラスメントに対する認識不足及び実効性のあるパワー・ハラスメントの相談体制の再構築が課題であると考えられます。

#### (5) 職場の雰囲気、風通しの問題

総務部による元事務局長及び関係職員に対する聴取による調査の結果によると、総じて当時の営業開発課及び事務局における職場の雰囲気は悪く、元事務局長のパワー・ハラスメントだけでなく、平素の元事務局長の生活態度、業務態度を直接の原因又は遠因とした、部下職員にとっての異常な職務環境、精神状態が長期間継続していたものと推測されること、風通しの良い職場環境の確保が課題であると考えられます。

## 5 市が関与する任意団体の財務事務に対する内部監査実施結果

本件不祥事事件の発生を受けて、市職員がその出納等財務事務を行っている任意団体42団体の当該財務事務について、三浦市内部監査実施規程に基づき内部監査を実施しました。

対象年度は平成29年度及び平成30年度とし、監査項目は本件不祥事事件の事案において問題とされている点を踏まえ、①事業・収支計画、②収入手続、③支出手続（物品購入・資金前渡・業務委託）、④預貯金通帳、印鑑及びキャッシュカードの管理方法に関し全体で23項目とし、各団体とも財務手続に関する規程等が定められていないため、市の財務に関する規則等に基づく財務手続を基準に、良好、一部指導、問題ありの3段階評価を行い、良好の割合が80%以上をA、60%以上をB、40%以上をC、40%未満をDとして4段階の総合評価を行いました。

その結果は、A判定が3団体、B判定が9団体、C判定が16団体、D判定が14団体でした。

また、内部監査において散見された市の財務手続とは異なる取扱いとしては、主に次のような事項がありました。

### (1) 収入手続及び支出手続に共通する事項

- ア 任意団体の会計事務の収入支出状況を明らかにする現金出納簿等の経理簿を備えていないもの
- イ 収入、発注、支払及び資金前渡の精算に当たり、書面による決裁行為を行っていないもの

### (2) 収入手続に関する事項

収入金を保管するものの速やかに入金せず、収入処理が完了するまでに相当な期間を要しているもの

### (3) 支出手続に関する事項

- ア 発注に当たり見積書を徴取していないもの
- イ 業務委託について、見積合わせを実施せず、1者による随意契約の理由を明記していないもの
- ウ 業務委託について、その発注に当たり、仕様書を作成していないもの

- エ 納品された物品等について、検査検収を行っていないもの、発注した職員が検査検収を行っているもの、発注した職員以外の者が検査検収を行っているもののその記録が書面で残されていないものなど、適正な検査検収が行われていないもの
- オ 支払の決裁を受ける前に金融機関から現金を払い戻し、支払を行っているもの
- カ 支払に当たり、請求書を徴取していないもの
- キ 支払に当たり、市職員が立替払いを行っているもの
- ク 支払に当たり、市職員個人のクレジットカードにより決済をしているもの

#### (4) 預貯金通帳等の管理に関する事項

- ア (市の財務手続では想定されていないが) 預貯金通帳のキャッシュカードの暗証番号について担当者が異動しても変更していないもの
- イ 金券である切手、図書カード等について、受払簿による管理を行っていないもの

内部監察の結果としては、各団体において財務手続に関する規程等が定められておらず、各事務局の裁量で簡素な手続により処理されていることが多く見受けられたものの、低い評価となったものはいずれも事務手続上の点においてであり、私的流用など法令に抵触すると思われるものは見られませんでした。

なお、総合評価がC又はDと判定された任意団体が多かった理由としては、内部監察が厳格な市の規則等に基づく財務手続を基準として判断していること、財務手続の処理件数が多い団体については1件でも事務処理ミスがある場合には低い判定となるなど評価方法の設定にもあったと考えています。

しかし、任意団体の現金であるいわゆる準公金(公金外現金)を取り扱う業務は、現金等を不正に支出するリスクを伴う業務であり、今回の不祥事事件のように万が一不正に支出された場合には、市民からの社会的信用の失墜など市及び市職員に与える影響は極めて大きいと、一定程度のルールを整備する必要があると考えられます。

## 6 不祥事再発防止に向けた取組

今回の不祥事事件における一連の不正が長期間にわたり発覚しなかった大きな要因としては、①任意団体の財務に係る不適切な事務処理、②事務執行におけるチェック体制の不備、③管理職職員によるパワー・ハラスメントの3点が挙げられます。

これらについては、既に、全職員に対して金銭管理の徹底や適切な財務事務を行うことの徹底について注意喚起を行い、当該実行委員会事務局においてその事務執行全体について複数職員による厳しいチェックを経る体制に取り組み、管理職職員を対象としたパワー・ハラスメントの防止に関する庁内研修を実施するなど対応をしていますが、それらに加え、次のとおり前記4の(1)から(5)までに対応した不祥事再発防止に向けた取組を行うことを提言します。

### (1) 公務員倫理意識の向上と服務規律等法令遵守の確保

全ての職員が、二度と不祥事を起こさないという強い決意の下、公務員倫理と法令遵守に対し共通の認識を持って行動することにより、市民から信頼される職員となり、信頼される市役所となることを目指すため、職員が意識すべき事項や行動等について定めた三浦市職員コンプライアンス行動指針を策定し、職員への定期的な周知啓発を行うこと。

三浦市職員コンプライアンス行動指針の策定に当たっては、次に掲げる6項目を行動指針とすること。

- ア 全体の奉仕者としての自覚及び公務員倫理の徹底
- イ 法令等を遵守した適正な事務執行
- ウ 情報の適正管理
- エ 交通法規の遵守及び安全運転の励行
- オ 信頼される市民対応
- カ ハラスメントの防止

なお、当委員会として別冊1のとおり三浦市職員コンプライアンス行動指針(案)を提示する。

### (2) 人事異動のあり方の見直し

平成31年4月1日付け人事異動方針では、同一職に5年間以上の長期間従事する課長級職員については、積極的に異動を行い、組織の活性化を図るとあるが、不正を生む職場の土壌を排除する観点から、課長級職員に限らず、同一職員が同じ業務を担当する期間が

長期間にならないように、人事異動サイクルの基準を設けるなど、これまで以上に適切な人事配置を実施すること。

### (3) 任意団体に係る内部けん制機能を確保した標準的な会計事務処理ルールの確立

市職員が行うその職務と密接に関係する協議会、実行委員会等の任意団体の会計事務の取扱いについて、標準例として次に掲げる内容を含む基本的な事項を規定した三浦市任意団体会計事務取扱要領を制定することにより、経理等の処理の適正化と不正防止を図ること。

- ア 任意団体の現金である準公金（公金外現金）の出納の際には、書面による決裁を受け、支払は特別な事情がない限り口座振込とすること。
- イ 発注手続の際、仕様書等の予算執行額の根拠となるものを調製すること。
- ウ 発注から支払までの過程における事務処理を複数人で行うこと。
- エ 内部けん制機能が働く検査検収手続とすること。
- オ 出納に係る決裁書面の保存年限を定めること。

また、当該任意団体の会計監査について、当該任意団体を所管する課等以外の市職員（例えば会計課や監査委員事務局の職員など）の関与について検討すること。

なお、当委員会として別冊2のとおり三浦市任意団体会計事務取扱要領（案）を提示する。

### (4) 各種ハラスメントの防止及び職員の公益通報制度の整備

#### ア 各種ハラスメントの防止

人権を守るべき公務職場の人間関係は人権が守られ快適なものでなければならぬことから、職場における各種ハラスメントの内容及び各種ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化するとともに現在各種ハラスメントのうちセクシュアル・ハラスメントのみが規定されている三浦市職員の懲戒処分等に関する指針についてパワー・ハラスメントその他のハラスメントに係る規定を整備し、管理監督者を含む全職員に対して随時周知啓発を行うことにより、各種ハラスメントを防止する組織風土を醸成すること。

また、特にパワー・ハラスメント防止のための職員研修においては、単なる制度に関することではなく、部下の指導の仕方、育て方の観点からの研修を全職員に対して丁寧に行うこと。

## イ 職員の公益通報制度の整備

本市職員が個人的又は組織的に、法令違反を行った又は行おうとしている場合に、早期発見又は未然防止につなげるため、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の趣旨を踏まえて三浦市職員の公益通報に関する要領を制定し、職員への周知啓発を行うこと。

また、制度の整備及び運用に当たっては、「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン(内部の職員等からの通報)」(平成29年7月31日消費者庁)を参考とすること。

なお、当委員会として別冊3のとおり三浦市職員の公益通報に関する要領(案)を提示する。

## (5) 風通しの良い職場環境づくり

上司や同僚職員に相談がしやすい職場環境、報告や意見、相談がスムーズに行われる風通しの良い職場環境を構築するためには、職場内の円滑なコミュニケーションが欠かせないが、特に管理職職員は、挨拶の励行と業務日誌や定期的なミーティング、人事考課に係る年4回の面談(期首の目標設定面談・期中面談・自己考課確認面談・フィードバック(育成)面談)などを活用し、部下職員が問題等を抱えても相談がしやすい職場環境を構築するよう努めるとともに、ストレスチェック制度などを活用し職場でのメンタルヘルス対策も進めること。

## 【参考資料】

### ○ 三浦市不祥事再発防止策検討委員会の検討経過

#### 1 検討委員会の構成

委員長 副市長

副委員長 総務部長

委員 政策部長 市民部長 保健福祉部長 都市環境部長

※ 委員は、各部門経営責任者で構成（事案関係部の経済部長を除く。）

#### 2 検討委員会の検討経過

第1回会議 開催期日 令和元年8月20日（火）

協議内容 委員会の目的等について  
不祥事案に係る経過概要について  
今後の委員会の進め方について

第2回会議 開催期日 令和元年11月25日（月）

協議内容 第1回会議後の不祥事案に係る経過概要について  
不祥事発生に係る職場環境等における課題・問題点について

第3回会議 開催期日 令和元年12月10日（火）

協議内容 第2回会議後の不祥事案に係る経過概要について  
不祥事発生に係る職場環境等における課題・問題点について  
課題・問題点に対する対応策について

第4回会議 開催期日 令和2年1月14日（火）

協議内容 三浦市不祥事再発防止策検討委員会報告書（素案）について

第5回会議 開催期日 令和2年1月29日（水）

協議内容 三浦市不祥事再発防止策検討委員会報告書（案）について

第6回会議 開催期日 令和2年2月10日（月）

協議内容 三浦市不祥事再発防止策検討委員会報告書（最終案）について  
※ 経済部長がオブザーバーとして出席



## 三浦市不祥事再発防止策検討委員会設置規程（令和元年三浦市訓令第1号）

（設置）

第1条 三浦市の職員であった者が業務上横領容疑で逮捕された事件（以下「不祥事」という。）を重く受け止め、不祥事の再発防止に全庁的に取り組むため、三浦市不祥事再発防止策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- （1） 不祥事が発生した職場環境等の検証
- （2） 前号の検証に基づく課題の抽出と再発防止策の検討
- （3） その他再発防止策の策定に関し委員会が必要と認める事項の調査及び研究

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（除斥）

第6条 委員は、自己に関係のある事案について、議事に参与することができない。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者（前条の規定により除斥された委員を含む。）の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部コンプライアンス担当において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令は、再発防止策の策定の日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）【別表は、原文を横並びに改めています。】

副市長 総務部長 政策部長 市民部長 保健福祉部長 都市環境部長